

DV対策部会設置要綱

(設置)

第1条 福山市虐待防止ネットワーク設置要綱第5条に基づき、DV対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 福山市男女共同参画基本計画に基づく、DVの防止及び被害者の保護、自立支援に向けた円滑な施策の推進及び各種相談事業に係り、関係機関・団体(以下「関係機関等」という。)が情報の共有と連携を図ることにより、問題の早期解決・自立促進に資することを目的とする。

2 部会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第5条の2に規定する協議会として位置付ける。あわせて、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。)第15条第1項の規定に基づく女性支援調整会議を兼ねるものとする。

(業務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) DVに関する情報交換及び実態把握に関すること
- (2) DVの防止及び被害者の支援対策についての企画、検討に関すること
- (3) DVの防止に関する研修及び啓発に関すること
- (4) DVの防止及び被害者の支援についての連携に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要と認めること

(運営)

第4条 市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課長が会務を総理する。ただし、第6条に定める事項については、この限りではない。

2 事務局は、若者・くらしの悩み相談課に置く。

(組織)

第5条 部会は次の協議会をもって組織する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別会議

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、「福山市虐待防止ネットワーク設置要綱」に規定する代表者会議を兼ねるものとする。

(実務者会議)

第7条 実務者会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 個別事例の定期的なフォロー、主担当機関の確認、支援方針等の確認

- (2) 個別会議で課題となっている点の更なる検討
- (3) DVの防止に関する研修及び啓発に関すること
- 2 実務者会議は、別表に掲げる関係機関等の実務担当者をもって充てる。
- 3 実務者会議の開催及び会議の資料は原則非公開とする。

(個別会議)

第8条 個別会議に関する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 個別事例についての情報の共有に関すること
- (2) 個別事例についての役割分担及び支援方法に関すること
- (3) その他個別事例への支援について必要なこと
- 2 個別会議は、別表に掲げる関係機関等のうち個別事例に関わりのある実務担当者をもって充てる。
- 3 個別会議が必要と認めるときは、前項以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 個別会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(報酬)

第9条 部会の構成員へ報酬は支給しない。

(守秘義務)

第10条 部会を構成する事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局が部会に諮って定める。ただし、軽微な事項についてはこの限りでない。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）11月19日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）11月1日から施行する。

別表(第7条、第8条関係)
DV対策部会構成機関

区分	関係機関等
国・地方公共団体	福山東警察署
	福山西警察署
	福山北警察署
	広島県東部こども家庭センター
	広島法務局福山支局
	福山人権擁護委員協議会
	福山地区消防組合
法 人	福山市医師会
	松永沼隈地区医師会
	深安地区医師会
	府中地区医師会
	福山市歯科医師会
	府中地区歯科医師会
	福山市社会福祉協議会
	広島県社会福祉士会
	民間支援団体
その他関係機関	広島弁護士会福山地区会
	福山市連合民生・児童委員協議会
	福山市人権啓発推進連絡協議会
	福山市私立認可保育施設協会
	福山市公立幼稚園園長副園長会
	福山市私立幼稚園協会
	福山市公立小学校長会
	福山市公立中学校長会

福山市	保健福祉局	福祉部	障がい福祉課
			生活福祉課
		長寿社会応援部	高齢者支援課
		保健部	健康推進課
		ネウボラ推進部	ネウボラ推進課
			保育施設課
			保育指導課
	市民局	市民部	市民生活課
			市民課
			保険年金課
			沼隈支所保健福祉担当
		松永支所	松永保健福祉課
		北部支所	北部保健福祉課
			新市支所保健福祉担当
		東部支所	東部保健福祉課
		神辺支所	神辺保健福祉課
		まちづくり推進部	多様性社会推進課
			若者・くらしの悩み相談課
	教育委員会	学校教育部	学びづくり課
			学事課
	企画財政局	税務部	税制課
	建設局	建築部	住宅課